

合併後調整項目の平成28年度調整状況（一覧）

番号	協定項目名	具体的内容（合併前）	平成27年度調整内容	平成28年度調整内容	担当課
4	市木、市花、市鳥、市歌の制定に関する事	市制の周年記念式典に併せて公募により制定する。	市歌については、今後周年記念の記念事業で検討する。	市歌については、今後周年記念の記念事業で検討する。	政策推進課
12	国土利用計画	村上市の国土利用計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 合併後、国の制度改正にあわせ、新市において策定する。	第2次総合計画策定後に、国土利用計画の策定を検討する。	平成28年度で第2次総合計画を策定した。今後、国土利用計画の策定に向け事前の検討を行う。	政策推進課
61	都市計画道路	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、用途指定との関係で新たな計画を検討する。	平成28年度以降の都市計画変更に向けて、引き続き取り組む。	村上地区内の都市計画道路2路線の変更手続きを進めており、平成29年度以降も引き続き都市計画の変更に向けて取り組む。	都市計画課
63	下水道料金算定方法	① 料金体系は、基本料金、従量料金とする。 ② 料金は現行のまま新市に移行し、維持管理費が確保できる状況を指向し、6年間で段階的に改定し、合併7年目（平成26年4月1日）に料金を統一する。 ③ 料金改定は、市町村の実情に合わせて行う。 ④ 井戸メーターについては、6年間の間に設置する。	平成25年に行った基本料金統一に係る条例改正を経て、平成30年4月の基本料金統一に向けた段階的な料金調整が平成26年4月より開始された。 なお、従量料金の統一については、基本料金が統一される段階的調整期間（平成30年度まで）が終了するまでに検討していく予定である。	平成25年に行った基本料金統一に係る条例改正を経て、平成30年4月の基本料金統一に向けた段階的な料金調整が平成26年4月より開始された。 なお、従量料金の統一については、基本料金が統一される段階的調整期間（平成30年度まで）が終了するまでに検討していく予定である。	下水道課
65	上水道及び簡易水道 基本料金・従量料金	合併後6年間で段階的に料金改定を行い、合併7年目に料金を統一する。	平成25年に行った基本料金統一に係る条例改正を経て、平成30年4月の基本料金統一に向けた段階的な料金調整が平成26年4月より開始された。 なお、従量料金の統一については、基本料金が統一される段階的調整期間（平成30年度まで）が終了するまでに検討していく予定である。	平成25年に行った基本料金統一に係る条例改正を経て、平成30年4月の基本料金統一に向けた段階的な料金調整が平成26年4月より開始された。 なお、従量料金の統一については、基本料金が統一される段階的調整期間（平成30年度まで）が終了するまでに検討していく予定である。	水道局